

## 大切なお知らせ

# 茨城県低所得の子育て世帯生活応援 特別給付金(ひとり親世帯以外分)のご案内

あなたは、茨城県低所得の子育て世帯生活応援特別給付金の  
**対象者**です！

## 1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方

- ① 令和8年1月分児童手当を受給されている方
- ② 令和6年分の住民税均等割が非課税の方

## 2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

## 3. 給付金の支給手続き

- ▶ 給付金は、申請不要で受け取れます。
- ▶ **3月16日(月)【予定】**に、令和8年1月分の児童手当を支給している口座に振り込みます。

### 【ご注意ください】

- ※ 給付金の受給を希望しない場合は、「受給拒否の届出書」を子育て支援課に提出ください。
- ※ 児童手当の受給口座を解約しているなど、給付金の振り込みに支障が出る恐れがある場合は、「支給口座登録等の届出書」を子育て支援課に提出ください。
- 「受給拒否の届出書」、「支給口座登録等の届出書」の提出期限：2月27日(金)
- 届出書は子育て支援課窓口または市ホームページからダウンロードください。

\*お問い合わせは下記までお電話ください。

■問い合わせ先：下妻市子育て支援課  
TEL：0296-45-8100



「茨城県低所得の子育て世帯生活応援特別給付金」の**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。